事故ゼロ推進対策

ドライブレコーダ貸与事業

貨物自動車用ドライブレコーダ

選　定　規　程

社団法人　静岡県トラック協会

１．総　則

本規程は、社団法人静岡県トラック協会（以下「県ト協」という。）が、会員事業者（以下「会員」という。）に対し、走行情報を記録する映像記録型ドライブレコーダ機器の装着を促進し、有効的な活用を図り、事業用貨物自動車の輸送の安全確保と交通事故防止の強化徹底を目的として、ドライブレコーダ機器を貸与する事業に関し、貨物自動車用として適したドライブレコーダ機器の選定に係る機能や活用等に関する要件について定める。

本規程の運用は、県ト協が行う。

２．対象機器

貨物自動車に取り付けた映像記録機器等により、運行中の前方カラー映像および運行データ等を記録するものであって、「７.貨物自動車用ドライブレコーダの選定要件」に示すドライブレコーダ機器を対象とする。

当該ドライブレコーダは、貨物自動車への導入及び一般的な使用条件下において、運送事業者の適切な活用を確保する観点から販売店等より直接運送事業者等に販売されており、機器の取付け、取扱いの指導、及びアフターフォローなど使用者が円滑に導入、使用できる条件が整えられているドライブレコーダを対象とする。

３．申請者

本規程の対象となる申請者は、公益社団法人全日本トラック協会が、「ドライブレコーダ機器等導入促進助成事業実施要綱」において選定した機種（ただし、スマートフォン活用型をのぞく。）の製造または販売を業とする者とする。

４．申請要領

４．１　告　知

県ト協は、県ト協のホームページ等を通じて当該事業の申請要領等に関する告知を行う。

４．２　申　請

申請者は、県ト協に対して、申請書に県ト協が定める書類を添付して、正及び副各一部を型式毎に県ト協が別に定める期間内に提出する。

但し、複数機種の申請は不可とする。

４．３　受　付

県ト協は、受付に際し次に掲げる内容を確認するものとする。

（１）　本規程の対象となるドライブレコーダであること。

（２）　申請書に必要事項が記載され、必要な書類が添付されていること。

（３）　県ト協は、申請書内容が適切であると確認されたときは、申請書類を受け付ける。

なお、必要に応じ、選定に係る比較調査のための申請されたドライブレコーダの現品（数量１）の主たる部分の提示、出力時の映像資料の提示、及び実使用状態を模擬したサンプル映像等によるデモンストレーション（注）の実施を求めることがある。

（注）デモンストレーションは実際にトラックに取り付けた映像において行うこととする。その際、交差点における信号、夜間、日中（逆光状態）等を含む映像が確認できること。

５．選定および選定結果

５．１　選定の開始

県ト協は、申請者より提出された当該ドライブレコーダ受付時の確認内容、及び関係申請書類について、「７.貨物自動車用ドライブレコーダの選定要件」に定める要求事項等を充足しているかを審査する。

５．２　選定

選定は、県ト協内に設置されている交通安全対策委員会（以下、「委員会」という。）において行なうものとする。

委員会は、提出された申請書類、及び必要に応じ、現品の確認あるいはヒアリング等の実施を行い、本規程の選定要件を充足しているかを確認する。

また、申請者は提出した書類等について、説明を求められたときはこれに応じなければならない。

５．３　選定結果の通知

県ト協は、委員会による選定の結果を受け、「選定結果通知書」により結果を申請者に通知する。なお、申請者は結果に対して異議を申し立てることができない。

５．４　選定の取消し

県ト協は、選定後、申請書の虚偽の報告、データの改ざん、誇大広告、選定内容の不正使用等または性能低下を招く仕様の変更等の行為を発見した場合は、県ト協の判断により選定の取消しを行うことができる。

県ト協は選定の取消しを行ったときは、その旨を速やかに申請者に通告する。

申請者は、その通告に対し、異議申立てを行うことはできない。

５．５　損害賠償

「５．４　選定の取消し」の他、申請者の虚偽報告、データ改ざん、誇大広告等の不正行為により県ト協に損害が生じた場合、県ト協は、申請者に対して損害賠償請求を行うことができる。

６．申請書類

申請者が受付時に県ト協に提出する書類は以下に定めるものとする。

（１）	申請書	（様式 1-1, 1-2）
（２）	申請型式（製品情報・仕様概要、写真他）	（様式 2-1, 2-2, 2-3, 2-4 ）
（３）	取付け・取扱い概要	（様式３）
（４）	品質保証及び品質管理基準概要	（様式４）
（５）	その他	（様式自由）＊必要時のみ

７．貨物自動車用ドライブレコーダの選定要件

県ト協が、会員に貸与する貨物自動車用ドライブレコーダの機器の選定要件は、以下の要件等を充足するドライブレコーダとする。

（１）　映像や走行に関するデータを記録できるドライブレコーダ車載器で、公益社団法人全日本トラック協会が、「ドライブレコーダ機器等導入促進助成事業実施要綱」において、選定した機種（ただし、スマートフォン活用型をのぞく。）であること。

（２）　トラック運送事業者への納入実績に優れていること。

（３）　貨物自動車用として使用する環境で十分な耐久信頼性を有し、主要部品の仕様書、品質基準に関する各種試験データ、スペック等の提出ができること。
（４）　映像の記録方式は、常時記録型とイベント記録型の併用型とする。
（５）　常時、イベント時ともに 10 フレーム以上／秒のフレームレートが確保できること。
（６）　衝撃、急発進等のイベント記録を含む一定の時間の映像が適切に記録、保存されること。
（７）　録画映像の記録保存は、各種記録メディア（各種カード）とし、標準４ＧＢとする。
（８）　前方映像の鮮明度について、夜間・逆光・雨天時の映像が明確に認識できること。
（９）　撮影された画像に極端な歪み（湾曲）がないこと。
（１０）ＧＰＳによる位置情報等の測位および記録機能を有すること。
（１１）ＧＰＳあるいはパルスによる車両速度の計測および記録機能を有すること。
（１２）音声録音機能を有すること。
（１３）電源については、トラック対応（～ＤＣ24Ｖ）のものであって、エンジン始動後、自動的に録画がスタートすること。また、バックアップ電源が搭載されていること。（事故等により車両から電源が供給されなくても、前後ファイルが保存される構造であること）
（１４）機器の取付け方法はフロントガラス取付け型とし、電源はシガージャック対応タイプであること。
（１５）安全教育資料として活用するため、記録された前方映像、音声記録、収集情報の記録されたデータの出力が可能であること。
（１６）機器の製造または販売会社において、会員等に対し、機器の取付け、取扱い、活用等に関するサポートを行う体制があること。（講習会等の開催を含む）
（１７）機器の製造または販売会社において、機器の不具合等に対する修理体制があること。
（１８）当協会が導入した機器であることを示す管理番号、協会名等の標記（印字）等ができること。
（１９）機器の製造または販売会社による保証期間及び部品保存期間が定められていること。
（２０）発注に対する機器の製造、および納入が確実に行えること。
（２１）指定の期日、納入場所への配送が確実に行えること。

８．機器の選定に係る委員会の運営等

（１）機器の選定に係る委員会（以下「委員会」という。）は、県ト協交通安全対策委員会とする。
（２）委員長は、必要に応じて、申請者に直接説明を求めることができる。
（３）委員長は、必要に応じて、申請者にデータの追加及び再提出を求めることができる。
（４）委員長は、審査が終了したと認めるときは採決を行うものとし、この場合、出席委員の過半数をもって決する。

（附則）　本規程は、平成　２４年　６月　１２日 より適用する。

（様式　1-1）

平成　年　　月　　日

社団法人静岡県トラック協会
　会 長　 大 須 賀　正 孝　殿

（申請者）

住　　所

会 社 名

代表者名　　㊞

貨物自動車用ドライブレコーダ選定申請書

　貴協会が実施する貨物自動車用ドライブレコーダ貸与事業に係るドライブレコーダ機器の選定を受けたいので、「貨物自動車用ドライブレコーダ選定規程」に記載の事項に同意の上、下記の通り申請します。

（様式　1-2）

記

１．申請者

ふりがな	
会社名	
ふりがな	
代表者役職・氏名	
住　所	〒
設立年月日 （事業開始年月日）	
資本金	
年間売上高	
主な取引先	
従業員数	

注　会社概要パンフレットがある場合は添付すること。

２．申請者連絡先（連絡担当窓口）

ふりがな	
担当者氏名	
所属・役職	
会社名	
住所	〒
ＴＥＬ	
ＦＡＸ	
電子メール	

（様式　2-1）

３．申請型式

申請品の名称	
型　式	
添付書類 （〇をつける）	１.申請型式（製品情報・仕様概要・写真他） ２.取付け・取扱い概要 ３.品質保証及び品質管理基準概要 ４.その他

※以下は、県ト協が記入する

現　品※		現品の提示　有　／　無 デモンストレーション　有　／　無			
承認	※	受付	※	受付番号	※

（様式 2-2）

製品情報・仕様概要

申請品の名称	
型　　式	

【製品情報・仕様】

【参考販売価格（本体価格並びに取付費用等）】

【その他必要事項】

注　１.本様式で記入し難い場合は、様式自由（エクセルデータ等）に別添提出とすること。
　　２.必要に応じ概観図、構造図、パンフレット。仕様書等を添付すること。

（様式 2-3）

製　品　写　真

申請品の名称	
型式	
【製品写真】	

注　製品の概要がわかるよう、主たる部分の概観写真（枚数自由）を貼り付けること。

（様式 2-4）

貨物自動車用ドライブレコーダ選定要件 対応表

	選定要件等	該当の有・無
(1)	映像や走行に関するデータを記録できるドライブレコーダ車載器で、公益社団法人全日本トラック協会が、「ドライブレコーダ機器等導入促進助成事業実施要綱」において、選定した機種（ただし、スマートフォン活用型をのぞく。）であること。	
(2)	トラック運送事業者への納入実績に優れていること。	
(3)	貨物自動車用として使用する環境で十分な耐久信頼性を有し、主要部品の仕様書、品質基準に関する各種試験データ、スペック等の提出ができること。	
(4)	映像の記録方式は、常時記録型とイベント記録型の併用型とする。	
(5)	常時、イベント時ともに 10 フレーム以上／秒のフレームレートが確保できること。	
(6)	衝撃、急発進等のイベント記録を含む一定の時間の映像が適切に記録、保存されること。	
(7)	録画映像の記録保存は、各種記録メディア（各種カード）とし、標準４ＧＢとする。	
(8)	前方映像の鮮明度について、夜間・逆光・雨天時の映像が明確に認識できること。	
(9)	撮影された画像に極端な歪み（湾曲）がないこと。	
(10)	ＧＰＳによる位置情報等の測位および記録機能を有すること。	
(11)	ＧＰＳあるいはパルスによる車両速度の計測および記録機能を有すること。	
(12)	音声録音機能を有すること。	
(13)	電源については、トラック対応（～ＤＣ24Ｖ）のものであって、エンジン始動後、自動的に録画がスタートすること。また、バックアップ電源が搭載されていること（事故等により車両から電源が供給されなくても、前後ファイルが保存される構造であること）。	
(14)	機器の取付け方法は、フロントガラス取付け型とし、電源はシガージャック対応タイプであること。	
(15)	安全教育資料として活用するため、記録された前方映像、音声記録、収集情報の記録されたデータの出力が可能であること。	
(16)	機器の製造または販売会社において、会員等に対し、機器の取付け、取扱い、活用等に関するサポートを行う体制があること。（講習会等の開催を含む）	
(17)	機器の製造または販売会社において、機器の不具合等に対する修理体制があること。	
(18)	当協会が導入した機器であることを示す管理番号、協会名等の標示(印字)等ができること。	
(19)	機器の製造または販売会社による保証期間及び部品保存期間が定められていること	
(20)	発注に対する機器の製造、および納入が確実に行えること。	
(21)	指定の期日、納入場所への配送が確実に行えること。	

（様式３）

装着・取扱い説明概要

申請品の名称	
型　　式	
【装着・取付けの方法等】	
【取扱説明実施者、説明方法等】	

注　１. 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添すること。

　　２. 装着（取付）説明書及び取扱説明書がある場合添付してもよい。

（様式４）

品質保証及び品質管理基準概要

申請品の名称	
型　　式	
【自動車用機器としての耐久性、品質保証等の概要】	
【製品保証期間、部品保証期間等の概要】	
【社内品質管理基準等の概要】	

注　１. 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添すること。

（様式５）

平成　　年　　月　　日

殿

社団法人静岡県トラック協会
会　長　大須賀　正孝　　印

選　定　結　果　通　知　書

貴社から平成　　年　　月　　日付で申請のあった機器・装置について、審査した結果、下記の通りとしたので通知します。

記

１．名　　称　：

２．分　　類　：

３．型　　式　：

４．選定結果　：　　適　　／　　否

５．特記事項　：